

家賃支援給付金

事前準備個別相談会のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少した中小企業・個人事業者を対象とした「家賃支援給付金」の電子申請が始まりました。

ご自身で電子申請を行うことが困難な方には、8月5日から当所4階会議室に給付金の申請サポート会場が開設される予定です。

当所では、手続きに必要な書類の確認等、給付金申請をスムーズに行うための事前準備をする個別相談会を開催致します。

なお、館内での3密リスクを回避するため、**完全予約制**とさせていただきます。ビデオ通話を利用したオンライン相談を希望される方はメールでご連絡ください。

家賃支援給付金

給付対象の主な要件

新型コロナウイルス感染症の影響で2020年5月～12月における
1ヶ月間の売上が前年同月比で50%以上減少または、
3ヶ月間の売上が前年同期比で30%以上減少している事業者

給付額 直近の支払家賃（月額）の6ヶ月分を給付します。

- ・ **法人の場合、1ヶ月分の給付上限は100万円**です。
 ※ただし、家賃月額75万円までの部分は3分の2を給付
 75万円を超える部分は3分の1を給付
- ・ **個人事業主の場合、1ヶ月分の給付上限は50万円**です。
 ※ただし、家賃月額37.5万円までの部分は3分の2を給付
 37.5万円を超える部分は3分の1を給付

三木商工会議所 家賃支援給付金 事前準備個別相談会

【受付日時】 令和2年7月20日～8月4日 9:00～17:00

※時間を指定させていただきます (土日祝日を除く)

【場所】 三木商工会館 2階 中小企業相談所 (三木市本町2丁目1番18号)

【対象者】 三木市内の事業所 (※ご自身で電子申請を行うことが困難な方)

【必要書類】 ・ 法人税の確定申告書、法人事業概況説明書 (法人の場合)

・ 2019年分の所得税の確定申告書 (個人の場合)

・ 売上が減少した月の売上帳簿

・ 賃貸契約書等及び、直近3ヶ月の家賃支払実績を証明する資料

【連絡先】 三木商工会議所 電話：0794-82-3190

メール：info@mikicci.or.jp